

■重点的に取り組むこと 2（女性の職業生活における活躍の推進計画Ⅰ）

●すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備

《現状と課題》

(1) 女性が能力を発揮できる就業環境の整備促進

就業は、すべての人の生活を支える経済的基盤であり、自己実現につながるものです。

少子高齢・人口減少社会の現在においては、経済社会の活力を維持するため、労働力を安定的に確保することが極めて重要となっていますが、平成27年9月、働くことを希望する女性がその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会づくりを目的とした「女性活躍推進法」が施行されました。

女性の活躍推進は、人材の確保のみならず、企業活動における生産性の向上や地域活動等に多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた多様なアイデアをもたらし、本市経済の活力の維持・向上に不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、働くことを希望する女性が、仕事と子育て・介護等により就業中断を迫られることなく働き続けることができ、その能力を十分に発揮できる就業環境の整備に取り組めます。

取り組みに当たっては、長時間労働の削減、休暇の取得等、男性中心型の労働慣行の見直しや、男性側の環境づくりも重要となります。

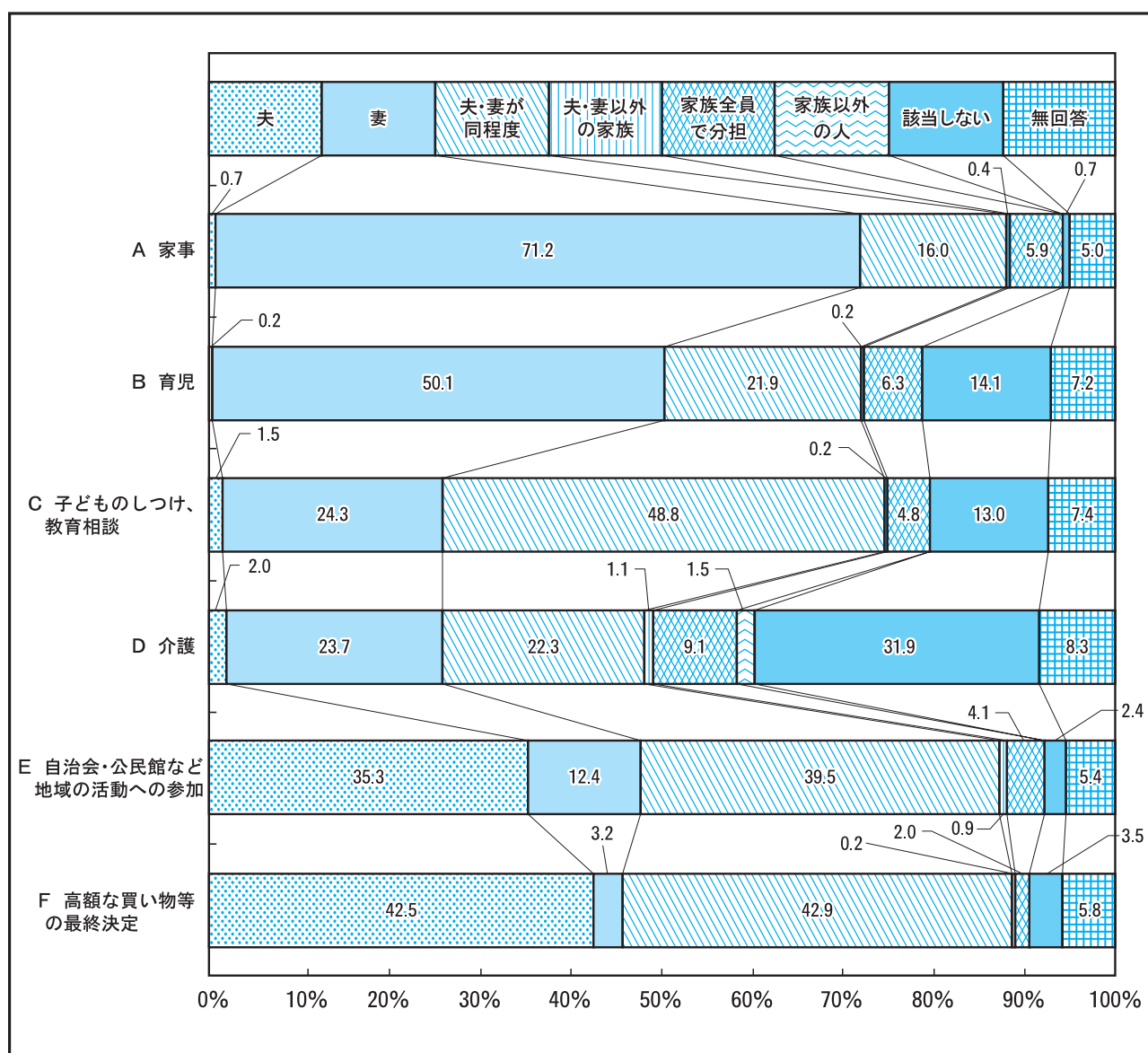
従って、男女ともに多様で柔軟な働き方ができる環境整備に向けた事業所における主体的な取り組みが推進されるよう働き方改革^{*}に係る諸制度の周知、啓発を行います。

また、男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令の周知・啓発、男女間格差の是正に向けた、事業所の自主的かつ積極的な取り組み（ポジティブ・アクション^{*}）を促進するための情報提供を行います。



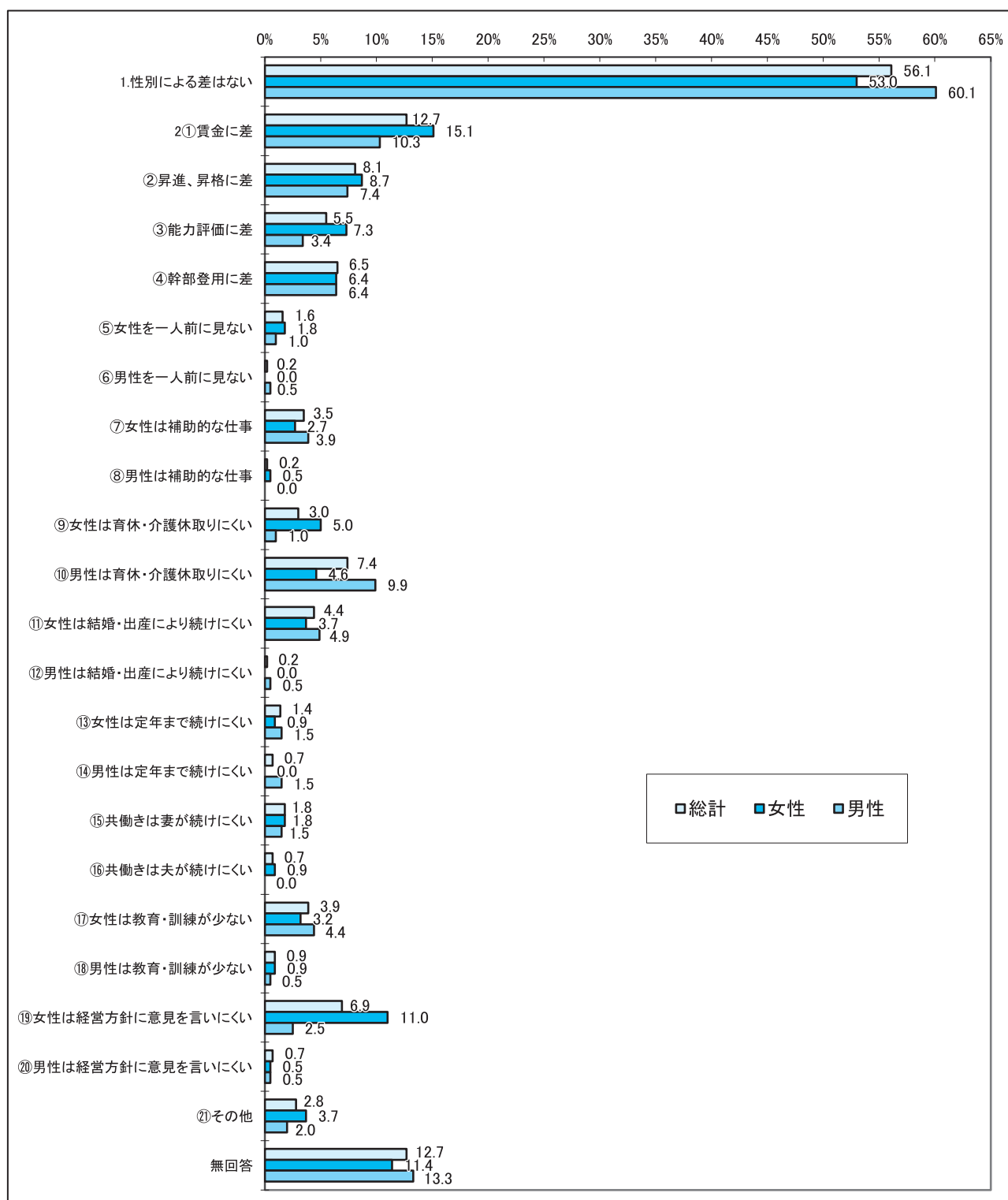
●あなたの家では、現在、次のような事柄を主に誰が行っていますか。

【平成30年度調査】 n = 539



●あなたが働いている場では、仕事の内容等について、次にあげるような性別による処遇の差がありますか。

【平成 30 年度調査】 n = 433



(2)ワーク・ライフ・バランス※の推進に向けた取り組みの充実

人々の生活は、仕事、家庭、地域における活動の繋がりの中で営まれています。

これらの活動の主体として、男女がともにやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備に向けた重要な課題です。

ワーク・ライフ・バランスは、仕事・家庭・地域生活における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の影響、性別により仕事と生活のどちらか一方に偏る傾向があり、その背景には、仕事・家庭・地域生活における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の影響があります。

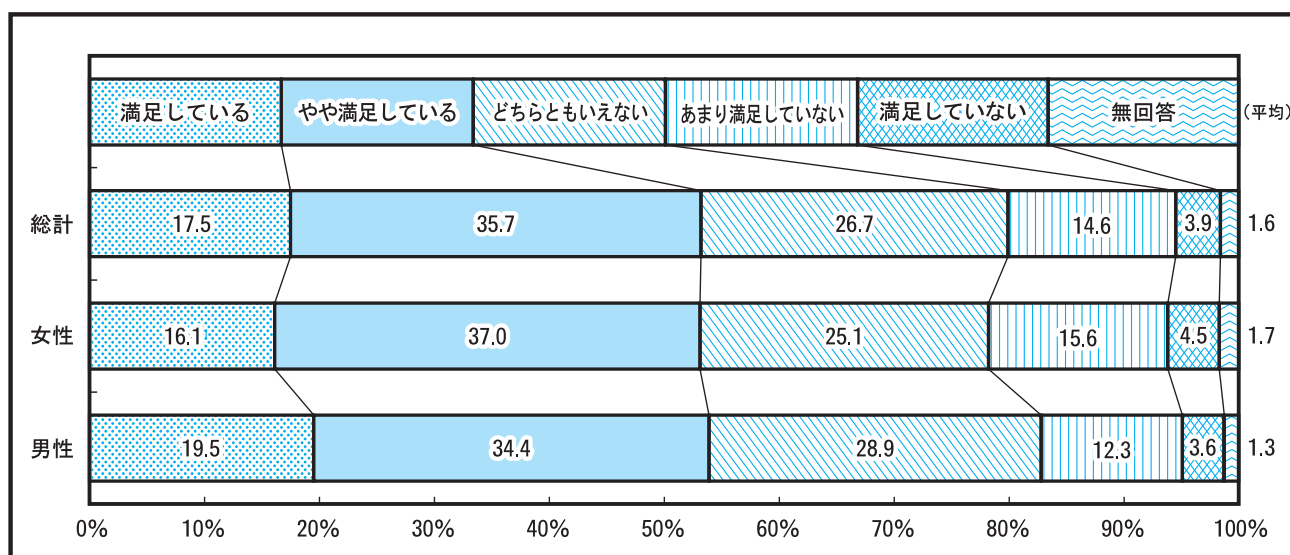
市民意識調査の結果をみると、「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考え方について、否定派が過半数を超える中で、「家事」の7割、「育児」の5割を妻が行っているという現実があります。

このような意識と現実の乖離を改善していくために、職場における長時間労働の是正や女性の処遇改善、働き方改革の促進、多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供等の充実を図り、職場や地域、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する理解の浸透を図る啓発に取り組めます。

また、家事・育児や介護、地域活動等についても、男女がともに、その主体として積極的に参画することができるよう、男性の子育てへの参画及び育児休業取得、介護休業、休暇の取得の促進に向けた啓発に取り組めます。

●あなたは、ご自分の暮らしを振り返ったときに、仕事（家事等の家庭内労働を含む）とご自身の趣味等の個人生活のバランス（使っている時間等）について満足していますか。

【平成30年度調査】 n=742



「満足傾向」= 53.2% 「どちらともいえない」= 26.7% 「不満傾向」= 18.5%

(3)女性の能力開発・チャレンジに向けた取り組みへの支援

男女共同参画社会を実現するためには、社会における制度や慣行の改革を進める一方で、女性が自らの意識と能力を高め、行動していくことが必要です。

女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得や再就職・新規就業・起業へのチャレンジを希望する女性への情報提供、専門知識の習得等についての支援に取り組みます。

施策の方向① 女性が能力を発揮できる就業環境の整備促進			
No.	具体的施策	内 容	担当課
12	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の周知・啓発	雇用の分野における募集・採用、配置・昇進の性別を理由とした差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益扱いの禁止等を規定する「男女雇用機会均等法」や、パートタイム労働者等、非正規雇用労働者の雇用条件や雇用環境の均衡のとれた公正な待遇の確保や正規労働者への転換の推進等を規定する「パートタイム労働法」等の関係法令、その他労働環境の各種課題に関する諸制度の周知・啓発と雇用に関する各種相談を行います。	商工観光課 企画課
13	メンタルヘルス等の健康確保やハラスメント等の防止に向けた啓発	事業所等において、女性の能力発揮に影響を及ぼすメンタルヘルス等の健康確保や、セクシュアル・ハラスメント*等、あらゆるハラスメントの防止について、主体的な取組が促進されるよう、学習機会や情報の提供等の啓発に取り組みます。	商工観光課 企画課
14	商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性従業者の経営への参画を促進する啓発	商工業等の自営業において、女性が家族従事者として果たしている役割が適正に評価され、その貢献に見合う賃金を確保できるよう経営改善を通じた就業環境の整備と女性従業者の経営への参画の促進に向け、商工会等との連携による啓発に取り組みます。	商工観光課 農政課
施策の方向② ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みの充実			
No.	具体的施策	内 容	担当課
15	仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発と長時間労働の是正等、働き方改革の促進	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法等の周知と併せて、育児・介護と仕事の両立を支援する助成金制度について事業所への情報提供を行います。 また、個人が、各ライフステージにおいて、希望するバランスで仕事や様々な活動に関わることができるよう、「仕事と生活の調和」に関する広報・啓発を行います。	商工観光課 企画課 財政課
16	仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	仕事と生活の調和の実現に向けては、固定的性別役割分担意識を背景に、特に育児・子育て、介護と仕事のバランスをとることが困難であり、このことが職業生活における女性の活躍を阻害する大きな要因になっています。また、高齢化の進展による男性も含めた介護離職者の増加や晩婚・晩産化による子育てと介護の負担を同時に担う（ダブルケア）状況への対応も要請されます。 そのため、それぞれの人が望む仕事と生活の調和による多様なニーズに対応する保育・介護に係るサービスの提供を促進します。	福祉課 長寿介護課
17	男性の子育てへの参画の促進及び育児休業、介護休業、休暇の取得の促進に向けた啓発	長時間労働や仕事優先の風潮を見直し、仕事と生活の調和が図れるよう、休暇制度の利用促進に向けた情報提供を行います。また、男性も育児休業が取得できるよう各事業所への啓発を行います。	総務課 企画課

施策の方向③ 女性の能力開発・チャレンジに向けた取り組みへの支援			
No.	具体的施策	内 容	担当課
18	女性の能力発揮・開発や再就職及び新規就業に関する支援	市が開設する相談窓口において子育て中の女性の再就職支援を行います。各種支援制度に関する情報の収集に努め、広報紙、情報誌やホームページ等による情報提供を行います。	総務課 福祉課 企画課
19	「南九州市地方創生総合戦略」における「女性活躍推進」に係る取り組みの推進	地域における女性の活躍推進は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらします。そのため、「南九州市創生総合戦略」に基づく地方創生に向け、男女共同参画の視点を踏まえた女性の活躍の推進に取り組みます。	企画課

重点的に取り組むこと 3（女性の職業生活における活躍の推進計画Ⅱ）

●政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

《現状と課題》

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における様々な活動に、対等な立場で共同参画することが必要です。特に、「女性活躍推進法」に基づく雇用分野における女性の参画拡大は、多様化する消費者ニーズへの対応を図る企業活動の活性化を通じた多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題です。そのため、事業所における主体的な取り組みが促進されるよう、学習機会の提供・情報提供等、啓発活動に取り組みます。

また、本市においては、市政の方針を検討する場である審議会等において、性別に偏りが無い委員構成による多様な視点の反映が必要であることから、平成30年2月に『南九州市審議会等への女性委員登用指針』を策定し、市の附属機関として設置されている審議会等の委員への女性の登用を積極的に推進してきました。

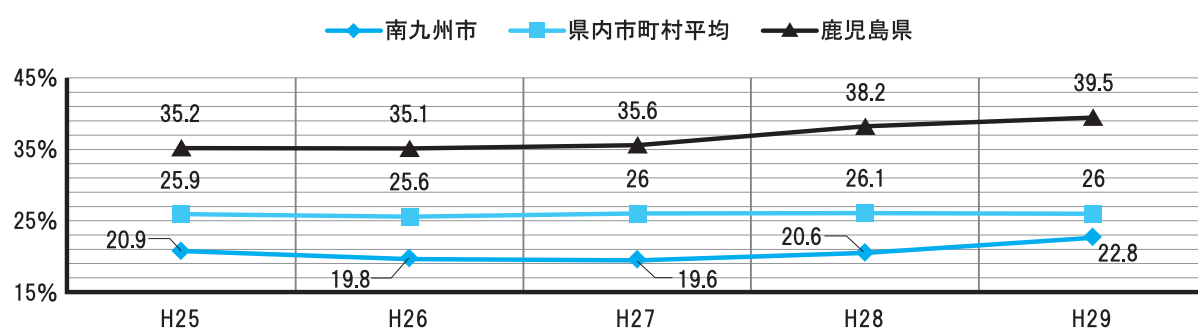
その中で、第1次男女共同参画基本計画において、審議会等の委員に占める女性の割合を30%以上とすることを目標として取り組んできたところですが、策定された平成20年度以降の女性の登用率は微増とはなったものの、目標には未だ届いていないため、今後も目標値を掲げ、その達成に向けた着実な推進に取り組みます。

さらに、地域活動においても多様なニーズに対応できるよう、男女の共同参画により女性をはじめ多様な人の視点を取り入れることは、地域の活性化を図っていく観点からも重要です。

そのためには、女性の参画拡大に向けた環境整備を進める必要があり、女性自身の意識改革とともに、女性が参加しやすく意見交換がしやすい場づくりに努める等の取り組みを行います。

そのほか、市における女性職員の登用推進、各種団体・組織等における女性の参画拡大に取り組みます。

審議会等における女性の登用率



(2) 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた環境づくり

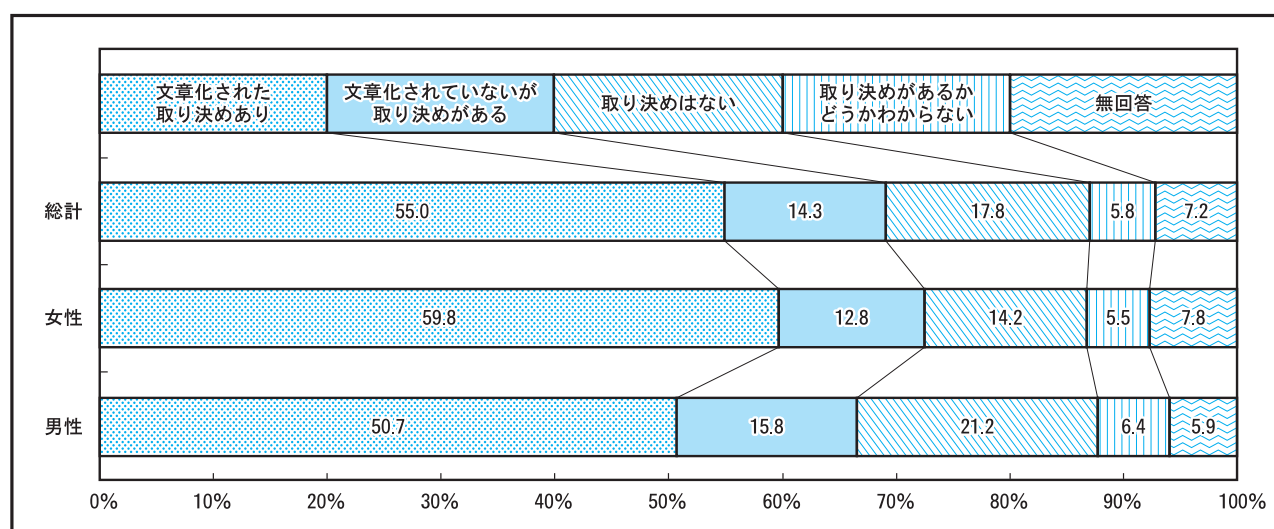
生産と生活の場を同じくする家族経営が多い農林水産業・商工業等の分野においては、その従事者である女性の果たしている役割が適正に評価されにくく、仕事と家事等、生活の両方で負担が大きくなっている状況が見られます。

また、経営に関しては、主に男性が中心となってきた慣行があり、これまでも男女が対等な立場で経営に参画できるよう制度の普及や啓発が進められてきましたが、より一層の取組が必要です。

このような家族経営における性別による固定的性別役割分担の状況が、農林水産業・商工業の分野における女性の参画に影響を及ぼしているため、女性の処遇改善に向けた啓発や、家族が互いに認め合い、生活と仕事に対等に参画する男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定^{*}締結の促進を図り、女性従業員の就業環境の整備を進める環境づくりに取り組みます。

●あなたが働いている場では、働く時間、給料、休業日や休暇、仕事の分担等についての取り決め（会社の就業規則、農業の家族経営協定等に類するもの）がありますか。

【平成30年度調査】 n = 433



「明文化にかかわらず何らかの取り決めがある」 = 69.3%

(3)女性リーダー等の人材育成にかかわる支援

社会のあらゆる分野における政策・方針の立案等，決定過程への女性の参画拡大を図るためには，女性自身が，主体的に活躍できるリーダーとしての力量を高めることが求められます。

女性の社会参画への意識啓発と能力開発に関する研修等を通じた人材の育成に取り組むとともに，このような研修等の機会を通じて，多様な分野の女性が，情報交換や交流を深める中で，個人としてゆるやかに繋がることができるよう，ネットワーキング*への支援を行います。

施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
No.	具体的施策	内 容	担当課
20	市における施策の立案・事業の実施に当たって「男女共同参画の視点」の浸透を図る取組の推進	男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も，結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合があるため，市のあらゆる施策の立案・事業の実施に当たって「男女共同参画の視点」の浸透を図ります。そのために，男女共同参画についての全庁的な理解を深める研修等を行います。	企画課 総務課
21	雇用の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進	雇用の分野において，管理職への女性の登用を図る主体的な取組が促進されるよう，その大半を男性が占める経営者層への男女共同参画についての理解の浸透を図る学習機会の提供・情報提供等啓発に取り組めます。 また，女性の参画拡大に関する先進事例の情報を収集し，関係団体との連携を図り，事業所への情報提供を行います。	企画課 商工観光課
22	市における女性職員の登用推進	女性が幅広い職務経験を積むことができるよう女性の職域拡大と男女のバランスのとれた職員配置に配慮します。 また，女性の人材育成と登用を進めるため，政策立案に関わる研修の充実を図ります。	総務課
23	市の審議会委員等への女性の登用を進める取組の促進	定期的に審議会委員等の登用状況を調査し，改善方策等について検討を行い，関係機関や団体等に対して，必要に応じて女性の登用の推薦についての協力を要請します。 また，審議会委員等の公募制を取り入れ，委員の重複に留意し，幅広い分野からの積極的な登用を図ります。	関係各課
24	農林水産業や商工業分野における女性の参画拡大を図る取組の促進	農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた主体的な取組が促進されるよう，関係団体・関係機関との連携により，先進事例や男女共同参画に関する情報の提供，県・市等が実施する講座等への参加促進を図る働きかけによる学習機会の提供，相談対応に取り組めます。 また，農林水産業・商工業関係の女性団体の活動支援にかかわる取組を通して，女性の参画拡大への気運の醸成を図ります。	商工観光課 農政課
25	地域活動，各種団体・組織等における女性の参画を進める取組の促進	地域活動や各種団体，学校教育・社会教育の場におけるPTA活動等での固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善に向けた意見等が取り入れられるよう，役員への女性の積極的な登用を進める環境の整備を促進します。 また，各種団体等と連携した情報共有や女性自身の意識改革に繋がる取り組みの充実を図ります。	企画課 農政課 学校教育課 社会教育課 関係各課

施策の方向② 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた環境づくり			
No.	具体的施策	内 容	担当課
26	経営への女性の参画を促進する就業環境整備の促進と人材育成	農林水産業や商工業等の自営業においては、就業と生活の場を同じくする家族経営が多いことから、女性が能力を発揮し、男性とともに対等なパートナーとして経営に参画できるよう、固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し、学習機会の提供及び情報提供等の啓発に関係機関・団体等と連携して取り組みます。	商工観光課 農政課 農業委員会事務局
27	男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定の普及と締結の促進	出産や育児休業に関する項目を定める家族経営協定の促進等、農林水産業や商工業の自営業に従事する人の職業生活とそれ以外の生活の両立支援に繋がる制度の推進を図ります。	商工観光課 農政課 農業委員会事務局
28	農林水産業の女性による起業・コミュニティ・ビジネス等の支援	農林水産業への新規就業希望者を支援する制度の充実を図るとともに、それらの制度や経営、技術、農地等に関する情報を提供します。	商工観光課 農業委員会事務局
29	女性が農業経営に参画する機会の確保及び就業環境整備と人材育成	農林水産業において、女性従業者が生き生きと働き、能力が発揮できるよう、農業委員を対象とした男女共同参画についての研修の機会を提供します。 また、女性が経営等に参画する機会を確保するため各団体と連携して、経営管理等についての研修を開催し、さらには農業経営士や認定農業者の育成に努めます。	農政課 農業委員会事務局 商工観光課
施策の方向③ 女性リーダー等の人材育成にかかわる支援			
No.	具体的施策	内 容	担当課
30	女性の能力開発及びネットワークの構築とネットワークワーキングへの支援	商工会等の関係機関と連携して、起業にあたっての知識を習得する学習機会や起業を支援する制度等の情報を提供し、女性が自らの力を発揮するための研修等を充実させます。	商工観光課 関係各課

重点的に取り組むこと 4

男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進

《現状と課題》

(1) 地域活動での男女共同参画の意識啓発

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である「地域」が重要な役割を果たします。

市民意識調査によると、自治会活動等の女性の参加については女性が男性より20%程度少なくなっているとともに、各団体の長や役員といった責任のある役割も、男性が担うことが多く、地域活動やその意思決定の場への女性の参画は十分であるとは言えない状況です。

地域活動等への参画には、市民一人ひとりがこれまでの意識や活動のあり方を見直し、男女共同参画の意識を持つことが必要です。

従って、性別や年齢にかかわらず多様な市民が地域活動に参画し、地域での様々な課題に取り組む中で、方針を決定する過程への女性の参画と、女性が活躍できるような仕組みづくりを確立するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなる工夫を検討していきます。